

3 3 . 4 1

類似の意匠の意匠登録出願における本意匠の表示（登録番号又は出願番号）の訂正の取扱い（意）

類似意匠の意匠登録出願における本意匠の表示（登録番号又は出願番号）の訂正は手続補正書により行うことを認めることとする。

（改訂平成23・11）